

## 国際教養大学における公的研究費の使用・管理に関する行動規範

平成 26 年 12 月 18 日制定

公立大学法人国際教養大学（以下「本学」という。）は、公的研究費の適正な使用・管理を目的として、ここに行動規範を定める。本学において研究活動に携わる者（以下「研究者」という。）と研究活動の支援及び管理に携わる者（以下「事務職員」という。）は、以下の行動規範を遵守しなければならない。

- 1 研究者及び事務職員は、公的研究費の原資が国民の税金等で賄われていることを認識し、公的研究費を適正かつ効率的に使用・管理しなければならない。
- 2 研究者及び事務職員は、公的研究費の使用・管理にあたり、関係法令及び本学諸規定（以下「関係法令等」という。）を遵守しなければならない。
- 3 研究者は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的な使用に努めなければならない。また事務職員は、研究活動の特性を理解し事務処理を行わなくてはならない。
- 4 研究者及び事務職員は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等に係る知識習得に努めなければならない。
- 5 研究者及び事務職員は、公的研究費の使用・管理にあたり、取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- 6 研究者及び事務職員は、相互理解と連携を図り、公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 7 研究者及び事務職員は、関係法令等に違反して不正を行った場合は、処分と法的責任を負わなければならない。